○沖縄総合事務局告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条第三項並びに道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十九条の十二及び第十九条の十三の規定に基づき、下記のとおり、危険物を積載する車両の水底トンネルの通行を禁止し、又は制限するので、道路法施行令第十九条の十五及び道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第四条の十の規定により告示する。

平成二十三年八月二十六日　沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

記

Ⅰ　危険物を積載する車両の通行を禁止し、又は制限する水底トンネルの名称及び箇所

名　　称	箇　　所
那覇うみそらトンネル（一般国道58号）	那覇市若狭１丁目から同市鏡水崎原まで

Ⅱ　危険物を積載する車両の通行を禁止する当該危険物の表示

別表第１のとおり

Ⅲ　危険物を積載する車両の通行を制限する当該危険物の表示、当該危険物を積載することができる車両の種類並びに当該危険物の容器包装、積載数量及び積載方法に関する要件

別表第２のとおり

Ⅳ　その他

この告示に係る通行の禁止又は制限は、平成23年８月28日から施行する。

別表第１

１　火薬類及び火薬類以外の爆発性物質

表　　示

項　目	品　名	
火薬類	ジアゾジニトロフェノール テトラセン その他火薬類取締法に規定する起爆薬 雷こう、アジ化鉛その他の起爆薬	四硝酸ペンタエリスリット ニトログリコール ニトログリセリン その他火薬類取締法に規定する爆発の用途に供せられる硝酸エステル 煙火（がん具煙火を除く。）
火薬類以外の爆発性物質	ニトロメタン アセチレン銅、ジアゾメタン その他これらと同程度以上の爆発性を有するもの	

２　毒物・劇物及びその他の有毒性物質

表　　示

項　目	品　名
毒物	シアン化水素 塩化シアノゲン 四アルキル鉛 ホスゲン
劇物	クロルピクリン
毒物・劇物以外の有毒性物質	二酸化窒素（四酸化二窒素） チオホスゲン その他これらと同程度以上の毒性を有するもの

３　水又は空気と作用して発火性を有する物質

表　　示

項　目	品　名
水又は空気と作用して発火性を有する物質	シラン ジシラン トリシラン 塩化アセチレン ホスフィン その他これらと同程度以上の発火性を有するもの

別表第２

１　火薬類及びがん具煙火

表　　示

項　目	品　名	車両の種類	要　　件	
			積載数量	その他
火薬	黒色火薬 無煙火薬 その他火薬類取締法に規定する火薬	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	10キログラム以下	火薬類取締法その他関係法令に定める事項を遵守すること。
爆薬	カーリット 硝安爆薬 ダイナマイト テトリル トリニトロトルエン トリメチレントリニトロアミン ピクリン酸 その他火薬類取締法に規定する爆薬		５キログラム以下	
火	工業雷管 電気雷管 信号雷管		100個以下	
	導火管付き雷管		25個以下	
	銃用雷管		10,000個以下	
	実包 空包		1,000個以下	